

小田原市立病院 医事業務等業務委託に係るプロポーザル評価基準

1. 選定委員会について

提案書の審査は、「小田原市立病院医事業務等業務委託に係る選定委員会」にて行う。

当該選定委員会は、病院長を委員長、病院管理局長を副委員長とする計9名で構成する。

2. 選定方法について

- ① 提案書及びプレゼンテーションの内容を、評価項目にそって総合評価する。
- ② 評価は、選定委員ごとに配点を合計した結果、第1位の評価を最も多く獲得した参加事業者を最優秀提案事業者として選定する。
- ③ 次点となった参加事業者を優秀提案事業者として選定する。

3. 評価項目及び評価の着目点について

評価項目及び評価の着目点は次のとおりとする。なお、見積金額評価については、見積上限額に対する割合評価及び見積もり金額の順位評価をもって評価する。

- ① 評価項目の重要度と採点方法・配点は次のとおり。

採点にあたっては、下表「採点方法」のとおり、各評価項目を5点満点とし、評価点数に重要度を乗じた数を項目の配点とする。

評価項目		評価ウェイト	評価点	配点 (満点)
提案内容評価	企業の安定性、受託業務実績等	2	5・4・3・2・1	10
	統括責任者の資格・資質・経歴等	2	5・4・3・2・1	10
	人員配置計画の妥当性	4	5・4・3・2・1	20
	トラブル又は災害等緊急時の体制	2	5・4・3・2・1	10
	引継ぎ計画の妥当性	2	5・4・3・2・1	10
	人材確保の考え方・取組み	4	5・4・3・2・1	20
	教育研修の考え方・取組み	4	5・4・3・2・1	20
	個人情報保護の考え方・取組み	2	5・4・3・2・1	10
	診療報酬請求業務の精度向上への取組み	5	5・4・3・2・1	25
	病院経営に資する提案・取組み	5	5・4・3・2・1	25
	患者サービス向上に資する提案・取組み	4	5・4・3・2・1	20
その他の提案・取組み	3	5・4・3・2・1	15	
見積金額評価 [※]		1	5・4・3・2・1	5
評価点数合計		200点		

※見積金額評価については、見積上限額に対する割合を評価（割合評価）するとともに、見積金額の低い順に評価（順位評価）を行うこととする。（下表参照）

評価方法			素点
割合評価 (A)	(1 - 見積額 / 上限額) ※上限額：1,085,760千円	左記の計算式により算出される値が 0.2 以上	2 点
		左記の計算式により算出される値が 0.2 未満	1 点
順位評価 (B)	見積金額が最も低い事業者		3 点
	見積金額が 2 番目に低い事業者		2 点
	見積金額が 3 番目に低い事業者		1 点
	上記に掲げる事業者以降全ての事業者		0 点
合計 (A) + (B)			5 点

② その他

(ア) 全ての評価項目を絶対評価により採点する。

(イ) 評価にあたっては、選定委員個人の持ち点の 65%及び選定委員全員の評価点数の合計の 65%を基準点とする。

※選定委員個人基準点…200 点×65% = 130 点

※選定委員合計基準点…200 点×9 名×65% = 1,170 点

(ウ) 評価時に 2 名以上の選定委員が選定委員個人基準点に達しない評価をした場合は不適格とする。

また、個人基準点に達しない選定委員が 1 名以下であっても、選定委員の評価点数の合計が選定委員合計基準点に達しない評価となった場合においても不適格とする。

(エ) 選定委員ごとに評価項目の配点を合計し、基準点以上の配点を獲得した参加事業者の順位を決定する。

選定委員ごとに配点を合計した結果、第 1 位の評価を最も多く獲得した参加事業者を「最優秀提案事業者」とし、次点の事業者を「優秀提案事業者」とする。

4. 選定結果の通知

選定結果は、平成 30 年 8 月 30 日（木）に全ての参加事業者に対して、個別に書面により通知する。

5. 選定後の手続き

① 最優秀提案事業者として選定された参加事業者は、当院が示した仕様書及び自らの提案した内容を基に、詳細な仕様について当院と協議し、平成 30 年 9 月中旬～下旬を目途に契約締結を行う。

② 優秀提案事業者は、最優秀提案事業者に事故等ある場合において、契約について協議する。